

## 連 携 条 件 書

### 1 件 名

港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成事業におけるJ-クレジット創出に向けた連携

### 2 内 容

2050年カーボンゼロシティ達成に向け、港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成事業（以下「助成事業」といいます。）による助成金を基に区内に設置された機器がもたらした温室効果ガス排出量削減効果を、区と連携してJ-クレジットの創出につなげる。

### 3 連携期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

ただし、連携協定期間満了日の3か月前までに、区及び事業者のいずれかからの書面による改廃の申入れがないときは、連携協定の有効期間を1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とします。

### 4 連携条件

#### (1) 事業者によるプログラム型プロジェクトの提供

事業者は、区の助成事業で助成対象となるメニューに合致するプログラム型プロジェクト（以下「プロジェクト」といいます。）をすでに1件以上運営しているものとし、

なお、発行されたJ-クレジットについては現段階では売却・収益化は行わず、J-クレジットの状態のまま保管を想定します。

#### ア 対象となる区の助成メニュー及び過去の助成件数

助成メニュー	対象者	年度					
		H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
太陽光発電システム	区民	6	5	2	6	28	41
	管理組合等	0	0	0	0	0	0
	中小企業者等	1	1	3	1	1	2
家庭用燃料電池システム	区民	4	7	7	2	3	8
省エネルギー診断に基づく設備改修（LED照明）	中小企業者等	2	7	13	5	6	17
管理組合等向けLED照明	管理組合等	35	15	34	19	46	42
管理組合等向け高効率空調機器	管理組合等	-	-	-	-	2	8
事業所用高効率空調機器	中小企業者等	25	23	40	20	52	75

助成メニューの詳細は区ホームページを参照してください。

(<https://www.city.minato.tokyo.jp/chikyukankyou/joseikin/r5.html>)  
なお、上記以外に対応可能なメニューがある場合は、提案に含めることができます。

イ 事業者が担当する事項

- ・プロジェクトの運営
- ・J-クレジット発行に必要なデータの管理
- ・J-クレジット制度認証委員会への申請
- ・発行されたJ-クレジットの区への配分
- ・区が担当する事項における助言

ウ 区が担当する事項

- ・助成事業の利用者に対するプロジェクトへの参加斡旋  
※令和8年度は助成事業の利用者の参加を任意とします。  
※助成事業の利用者以外への展開は検討課題とします。

エ 提案に基づき担当者を決定する事項

- ・助成事業の利用者がプロジェクトに参加する場合の受付業務
- ・プロジェクト参加者からのJ-クレジット発行に必要なデータ収集
- ・発行されたJ-クレジットの保管

(2) ゼロカーボンシティ達成に向けた助言

事業者は、脱炭素領域での先端事例や情報についての知見を有し、区の2050年ゼロカーボンシティ達成に向けた包括的な助言を行うものとします。

(3) 緊急時の体制の確保

事業者は、区民又は中小企業等に関する情報を取り扱う可能性があることから、情報の取り扱いに留意するとともに、緊急事態発生時の社内連絡体制が構築されているものとします。

(4) 費用負担について

事業者の提案は、原則として区が費用負担を行わない成功報酬型とします。但し、既に参加費型で運営しているプロジェクトの提案を含む場合は、参加費型の提案を受け付けます。

ア 成功報酬型

本連携に係る取組の実施に要する経費について、区は負担しないものとします。ただし、発行されたJ-クレジットのうち提案内容に基づく一定割合を事業者が取得及び売却し、収益化することを可能とします。

イ 参加費型

本連携に係る取組の実施に要する経費について、区はプロジェクトへの参加費用（プロジェクトの規約等で定められた入会費又は年会費等）を負担するものとします。一方で、発行されたJ-クレジットの一部又は全部を事業者が取得することは不可とし、区が全量取得します。なお、選考時には、区が取得するJ-クレジット量から参加費相当量を差し引いて換算します。

## 5 成果物

J-クレジット（原則として年1回以上の発行）

## 6 連携事業者の責務等

- (1) 事業者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 事業者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 事業者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、事業者の責任において適切に行うこと。
- (4) 事業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。協定の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 事業者は、連携の実施に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 事業者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、区と連携して適切に対応すること。
- (7) 事業者は、個人情報について、別紙1-2「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。但し、「受注者」を「事業者」、「発注者」を「港区」、「契約」を「協定」読み換えるものとする。
- (8) 事業者は、連携の実施に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 事業者は、連携の実施に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (10) 事業者は、連携の実施に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

## 7 『環境により良い自動車利用』について

- (1) 連携の実施に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

8 その他

本連携条件書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、区と事業者で協議の上決定する。

9 担当者

環境リサイクル支援部環境課地球環境係

電話：03-3578-2496

FAX：03-3578-2489

## 個人情報等取扱いに関する特記事項

令和 5 年 4 月 1 日改正

## (基本的事項)

第 1 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年港区条例第 5 3 号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和 4 年港区条例第 6 7 号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## (秘密保持等の義務)

第 2 条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

## (目的外利用等の禁止)

第 3 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

## (再委託)

第 4 条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前 2 項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成 1 7 年法律第 8 6 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

## (複写、複製等の禁止)

第 5 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加

工、再生等をしてはならない。

(個人情報 of 安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(第11条から第16条までの条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置かなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業者及びその役割を指定し、事前に従業者名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業者への教育訓練及び監督)

第13条 受注者は従業者に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 受注者及び発注者は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第17条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第18条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。